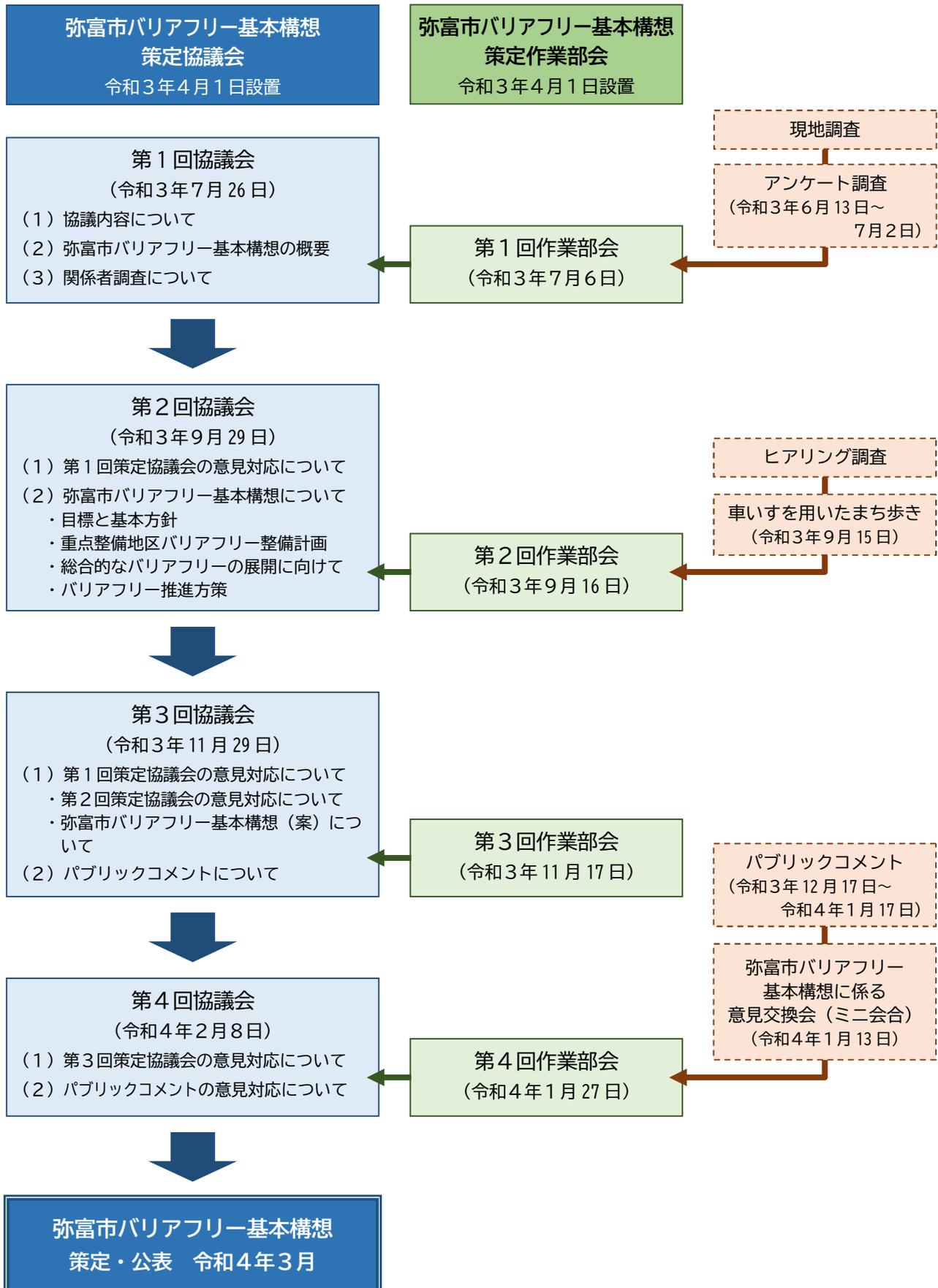


参考資料

1 策定経過



2 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 弥富市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、弥富市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 交通関連事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 副市長及びその指名する市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員の中から市長が依頼する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 協議会の補助機関として、弥富市バリアフリー基本構想策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) バリアフリー基本構想の原案策定のための調査及び検討
- (2) その他必要事項の検討

3 作業部会は、都市整備課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち所属長が指名する者をもって組織する。

4 作業部会の部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理する。

6 作業部会においては、部会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

【作業部会】

部 名	課 名
総務部	財政課
	企画政策課
市民生活部	市民協働課
健康福祉部	健康推進課
	福祉課
	介護高齢課
	児童課
教育部	学校教育課
建設部	土木課

3 弥富市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

区 分	職 名	氏名（敬称略）
各種団体を 代表する者	中部大学 工学部都市建設工学科 教授	磯部 友彦
	弥富市社会福祉協議会 代表	井田 みゆき
	身体障害者福祉会 会長	山崎 昭道
	福寿会連合会 会長	永井 利明
	愛厚弥富の里 所長	浦井 康弘
	海南病院 看護部長	伊藤 恵美
	弥富市区長会会長	百合草 信夫
	民生・児童委員協議会 代表	水野 晴美
	ボランティア連絡協議会 代表	東嶋 とも子
交通関連 事業者	三重交通株式会社 桑名営業所長	小黒 佳剛
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課 課長	東口 真也
	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部 企画課課長	小野原 大輔
	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 土木部付部長兼建設課長	清水 和彦
関係行政 機関の職員	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課 課長	平田 美正（第1回） 中村 智和（第2回以降）
	愛知県 海部建設事務所 道路整備課 課長	久保 浩
市の職員	副市長	村瀬 美樹
	総務部長	横山 和久
	市民生活部長	伊藤 仁史
	健康福祉部長兼福祉事務所長	山下 正已
	教育部長	柴田 寿文
	建設部長	伊藤 重行

オブザーバー

区 分	職 名	氏名（敬称略）
関係行政 機関の職員	国土交通省 中部運輸局	戸崎 雅善
	交通政策部 バリアフリー推進課 課長	
	蟹江警察署 交通課 課長	大村 真也

4 障がいをお持ちの方との意見交換会

高齢者や障がいをお持ちの方等から直接意見を伺い、弥富市バリアフリー基本構想や今後の事業等の参考とすることを目的とした意見交換会を開催しました。

(1) 開催概要

開催日時/場所	参加者数	意見交換会テーマ
令和4年1月13日(木) 午前10時~11時30分 弥富市役所3階大会議室 A・B	参加者：12名 弥富市バリアフリー基本構 想策定協議会：磯部会長 弥富市都市整備課：3名 コンサルタント：2名	・『外出の際に不便に思うこと』『公共交通機関の バリアフリー対策での改善案』 ・『弥富市バリアフリー基本構想(案)』の生活関 連施設や生活関連経路等での改善案 ・『心のバリアフリーについて』

※参加者：社会福祉協議会、身体障害者福祉会、心身障害児(者)保護者会、車いす利用者、視覚障害者及び介助者、手話通訳者等

(2) 意見(抜粋)

1 外出の際に不便に思うことについて

不便に思うこと	
ホーム内・駅舎	(JR・名鉄弥富駅は) ・階段やホームが分かれているため利用しにくい ・夜、車いす一人では降りられないため、事前にJRに連絡する必要がある ・電車とホーム間が空いている 等
踏切・駅周辺	・JR・名鉄弥富駅の踏切道が狭く、自転車で通るのが怖い ・車いすでの移動であるが、JR・名鉄へは周辺の道が悪く、行きたくない ・踏切がとても危険、障がいのある娘と手をつないで、並んで歩けない 等
駅やバス停までのアクセス	・最寄りの駅やきんちゃんバスのバス停が遠く、運行数が少ない ・きんちゃんバスは車いすで乗れないルートがある 等
その他	・道路のデコボコである ・入口がわかる点字ブロックを設置して欲しい ・公衆トイレが少ない ・車を利用した方が移動しやすい 等
改善策	
バス交通	・今は買い物等も車移動可能だが、免許返納後の買い物、医者等への移動が不安 ・オンデマンド交通で玄関から施設の入口まで移動できるようにする 等
歩道幅・デコボコ対策等	・視覚障がい者用に市役所までの点字ブロックをつなげて欲しい ・車いすは点字ブロックが邪魔になるため歩道を広げて欲しい 等
施設整備	・市役所周辺に文字表示がないため、案内図が欲しい ・駅は階段が多く使いづらいため、下りもエスカレーターが欲しい ・車いす一人でスムーズに乗り降りできるようにして欲しい 等

2 弥富市バリアフリー基本構想(案)について

生活関連施設の改善案	
施設整備	・十四山支所の外のトイレは和式トイレのため、洋式トイレにして欲しい ・道路を歩行する際、手すりがあるとありがたい ・電車利用者以外に利用可能なトイレが少ないため、公的なトイレが欲しい ・弥富駅周辺だけでなく施設周辺のユニバーサルデザインが必要 等
生活関連経路等の改善案	
問題点	・車いすで踏切は渡りにくく、市役所周辺の歩道は段差により利用しにくい ・多くの弥富市民はイオンを利用しているが、駅からイオンまでの道が狭い 等
改善案	・道路を広くして歩行者、自転車を分けて欲しい ・すべての道路に、目印となる白線(区画線)を付けて欲しい

3 心のバリアフリーについて

追加施策
<ul style="list-style-type: none"> ・不便なことは現場にあるので、体験して欲しい ・災害時に障がい者が迫害されないようにして欲しい ・もっと子どもの頃から障がい者教育をする ・障がい者が理解される社会にして欲しい ・教員が心のバリアフリーを学ぶ設定をしていただきたいと思う 等
一番望まれること
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者も人なので、あたたかい目で見て欲しい ・弥富市民に手話言語が広がること ・障がい者が市内でスポーツを楽しめる環境が欲しい ・若い世代の理解や、慣れ親しむ交流会等を行うと良い ・障がい者と高齢者等の弱者を知る機会を多く教育の場に取り入れると良い 等

4 弥富市バリアフリー基本構想に係る意見交換会（ミニ会合）からの考察

- ・アンケート調査結果とは異なり個別具体的な意見が多く出され、今後の具体の事業実施の際の参考になると考えられる。
- ・ハード整備だけでなく、鉄道事業者のバリアフリーに対する運用面や市役所職員や学校の先生の障がい者教育や福祉に対する理解、子どもの頃から高齢者や障がいのある方等との交流を通じた障がいを知る機会の創出など、心のバリアフリーに関する事項も多く意見として出された。
- ・今後、具体的な事業を進める際には、現地での意見交換や、計画や事業への反映などが課題と考える。
- ・こういった意見やアイデアを聞く場は、今後も継続し、意見やアイデアを積み重ね、できる範囲で、今よりもより良い環境づくりを協働で進めていくことが必要と考える。

（参考）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

5 用語解説

あ行	
移動等円滑化	高齢者や障がいのある方等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動等円滑化基準	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令等」のことであり、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の基準やガイドラインが示されている。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	平成 30 年 5 月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度のことで、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がいのある方等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものこと。
LGBT	「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字を取り、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称のこと。

か行	
協働	市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
グレーチング	主に鉄製の格子状のみぞぶた、いわゆる側溝の蓋のこと。 バリアフリー対策として、滑りにくく、また、細かい網目状の構造によりヒールのかかとや車いすの前輪やベビーカーの車輪等が挟まりにくい仕様が求められている。
勾配	傾斜面の傾きを示す度合いのこと。道路の移動等円滑化基準では「歩道等の縦断勾配は5%以下とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。」とあり、また、「横断勾配は1%以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。」とある。
心のバリアフリー	さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行	
サイン	人間の行動を補助する目的で、案内や場所の情報等を文字や絵で分かりやすく表示し掲示したもののこと。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障がい者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起をもったブロックのこと。 線状ブロックにはホーム側と線路側を判別できるような内包線ブロックもある。
重点整備地区	生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動円滑化の事業実施が特に必要であると認められた地区、移動円滑化の事業実施が総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区の三種類。バリアフリー法に基づく基本構想を定める場合の対象となる地区のこと。
障がい者	障害者基本法において、『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。』とされている。
触知案内板	視覚障がい者が、手で触れて現在地や目的地を把握出来る案内板のこと。駅や公共施設などの構内図、周辺図として設置されており、最近では音声で案内するものもある。
情報のバリアフリー	音声や案内表示、情報機器等の多様な媒体により、高齢者や障がいのある方、外国の方などが誰でも支障なく情報通信が使用し、情報を得ることができるようにし、情報の格差をなくすこと。
スパイラルアップ	物事に取り組むに当たって、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで当事者が積極的に参加しながら、取組の段階的かつ改善（PDCA [= 計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを、次の計画に活かしていくプロセス]）を行うこと。
スロープ	自転車や車椅子の利用者や幼児・高齢者等が通りやすいように、通路や廊下などの床の高低差を傾斜路として処理した場所のこと。
精神障がい者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳のこと。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。
ソフト対策	ルールづくりや啓発広報活動など、非物理的な対策や取組のこと。
その他の事業	生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策のこと。

た行	
多目的トイレ	<p>普通の公衆トイレの設備では用便に難儀する人等を主な対象として設置される、各種の追加設備が付帯するトイレのこと。「多機能トイレ」もしくは「だれでもトイレ」と呼ばれることもあり、ハートビル法（平成6年）、および交通バリアフリー法（平成12年）を基礎として整備が進められている。</p> <p>基本的には、車いす使用者や高齢者、子供（幼児）連れ、介助を必要とする人など、さまざまな事情を抱えた人の利便性を考慮して、空間や設備が拡充されている。</p>
地域生活拠点	「弥富市都市計画マスタープラン」において位置づけられている、公共施設が集積し、生活サービス等により市民生活を支える拠点のこと。
特定事業	バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化する事業のこと。
都市拠点	「弥富市都市計画マスタープラン」において位置づけられている、交通結節機能を有する駅を中心に、商業・医療・福祉等の身近な生活サービス施設により市民生活を支える拠点のこと。

な行	
ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がいのある人もそうでない人も全て人間として普通の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会こそノーマル（正常）だという考え方のこと。

は行	
ハード対策	歩道の整備や段差やデコボコの解消など、物理的な対策や取組のこと。
パブリックコメント	バリアフリー基本構想として最終決定する際に、市ホームページ等で市民（＝パブリック）に意見・情報・改善案等（＝コメント）を求め、その結果を踏まえて必要な検討・修正等を行う手続きのこと。
バリアフリー	高齢者や障がいのある方等が社会で生活するなかに存在する壁（バリア）を取り除くこと。なお、壁には段差等のハード面だけではなく、情報提供などのソフト面における壁も含む。
バリアフリー基本構想	旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がいのある方等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画のこと。
PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のこと。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、始めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境をデザインすること。
要支援・要介護認定者	介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると市が認定した者のこと。介護の必要の度合い（要介護度）に応じ、7段階に区分されており、介護保険で利用できる介護サービスの種類や内容・時間が、要介護度に応じて決められている。

ら行	
療育手帳	児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳のこと。療育手帳を持参していると、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることが可能である。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設で、一般公共の用に供する駐車場であり、特定の者が利用する駐車場(月極駐車場や専用駐車場等)は含まず、一般的には時間貸し駐車場、買い物客以外も利用可能な商業施設駐車場等のこと。(駐車場法第2条第2号)

弥富市バリアフリー基本構想

令和4年3月発行

編集 弥富市 建設部 都市整備課

Tel:0567-65-1111(代表)

